



保衛第 365 号
令和 5 年 6 月 12 日

ハブクラゲ等対策連絡協議会委員 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

令和 5 年ハブクラゲ注意報の発令について

日頃より、ハブクラゲ等危害防止対策事業の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本県には猛毒を持つハブクラゲが生息し、年間 100～200 人前後の刺症被害が発生しております。これから本格的な海水浴シーズンを迎えるにあたり、海水浴・マリンレジャー等の際にハブクラゲ刺症事故に遭わないよう、広く県民・観光客等に対し、注意を喚起する必要があります。

つきましては、別添のとおり注意報を発令しますので、関係機関、管下職員、住民等への周知について御協力をお願い申し上げます。

※ 沖縄県保健医療部衛生薬務課のホームページにて、別添注意報の日本語、中国語、英語版の PDF データを掲載しますので、ご活用ください。
<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/seikatsueisei/yakumu/uminokikenseibutunituite.html>

【担当】

衛生薬務課 薬務班
川崎
TEL : 098-866-2055



令和5年ハブクラゲ注意報

本県の海には、猛毒を持つハブクラゲが生息し、海水浴、マリンスノー等で海への出入りが多くなる時期に、刺症被害も多く発生しています。

令和4年は、ハブクラゲ等海洋危険生物による刺咬症被害105件の内、44件（約42%）がハブクラゲによるものです。

県では、令和5年7月1日から8月31日までの間、ハブクラゲ発生注意報を発令し、広く県民や国内外から訪れる観光客に対し、ハブクラゲによる刺症被害を未然に防止するよう呼びかけます。

ハブクラゲ刺症を未然に防ぐには、

- ①海水浴をする場合は、肌の露出を避け、ハブクラゲ侵入防止ネットの内側で泳ぎましょう。
- ②海に出かける際には、酢（食酢）を持参しましょう。

ハブクラゲに刺された場合は、落ち着いて対処し、

- ①まず海から上がり、激しい動きをしないで、近くにいる人に助けを求めましょう。
- ②刺された部分はこすらずに、酢（食酢）をたっぷりかけて触手を取り除いた後、氷や冷水で冷やしましょう。
- ③応急処置をし、医療機関で治療を受けるようにしましょう。

ビーチ管理者は、ハブクラゲ侵入防止ネット内での刺症事故が発生しないよう、ネットの管理を徹底しましょう。

令和5年7月1日

沖縄県保健医療部長

糸数 公

